

従業員の退職金は

中退共制度で。

中退共制度とは 中小企業の退職金を国がサポートします

中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基き設けられた制度です。この制度の運営については、中小企業退職金共済法に基き設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構（機構）中小企業退職金共済事業本部（中退共）が当たっています。

退職金制度の重要性

意欲、生産性の向上に

長く勤めればまとまった退職金を受け取れることが、従業員の仕事への意欲をいっそう向上させ、その結果、企業の活力と生産性の向上をもたらします。

人材の安定確保に

優秀な人材を確保することは、企業にとって重要なことです。

退職後の安定に

老後の生活安定や第2の人生を有意義に過ごす資金として、退職金はなくてはならないものです。

法律で定められている

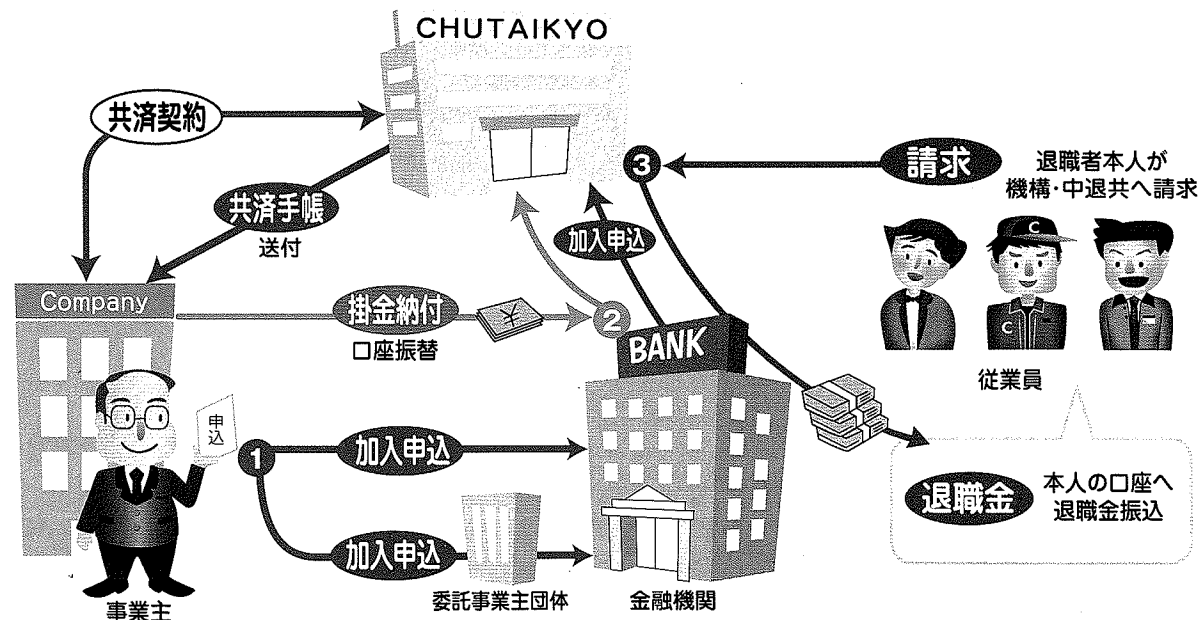
「賃金の支払の確保等に関する法律」（賃確法）では、事業主は退職金の原資を保全する措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

制度化で信頼関係を

企業が退職金規程等を定め、制度化することは、従業員にとって退職金が約束されたこととなり、企業と従業員の信頼関係が深まります。

制度のしくみ 中退共制度は、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です

- 1 事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- 2 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- 3 従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。



制度の特色 国の制度なので安全・確実・有利な特典があります

国の助成 掛金の一部を国が助成します。

1. 新規加入助成

新しく中退共制度に加入する事業主に掛金月額1/2（従業員ごと上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。

（注）適格退職年金制度からの移行、及び社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、助成の対象になりません。

2. 月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。（注）20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

全額非課税 有利な税法上の特典があります。

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。（注）資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税については、外形標準課税が適用されますので、ご注意ください。

簡単な管理 毎月の掛金は口座振替です。

掛金は口座振替ですの手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況、退職金額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

掛金月額の変更 掛金月額はいつでも変更できます。

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額を減額する場合は一定の条件のもとで変更可能です。

通算制度 過去の勤務期間の通算や転職した場合の通算ができます。

一定の要件を満たしていれば以下の通算ができます。

1. 過去の勤務期間

中退共制度に事業主が新規に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算できます。

（注）適格退職年金制度から移行する従業員は、過去勤務期間の通算はできません。

2. 中退共制度に加入している企業へ転職した場合

従業員が転職した場合、前の企業での掛金納付月数を通算できます。

3. 中退共制度に加入している企業と特退金制度*に加入している企業間を転職した場合

従業員が転職した場合、それぞれの制度へ前の企業での退職金を通算できます。

*特退金制度とは、商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済制度を指しています。

退職金支給 機構・中退共から直接、従業員に支給されます。

退職金は、機構・中退共から直接、退職する従業員の預金口座に振り込まれます。退職金は一時金払いのほか、一定の要件を満たしていれば、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。（事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。）

適格退職年金（適年）制度からの移行先です

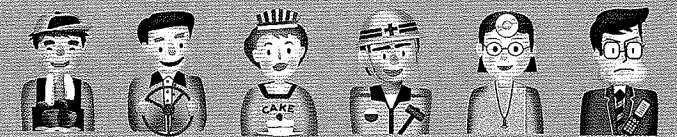
確定給付企業年金法の施行に伴い、適年制度は、平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、中退共制度はその移行先となっています。移行できる企業は、平成14年4月1日の時点で適年契約を締結している企業で、中退共制度への移行を理由に契約を解除し、期間内に新たに中退共制度に加入する企業となります。移行に関することは、中退共本部または各相談コーナーにご相談ください。

提携サービス

福利厚生に利用できる提携サービスがあります。

加入企業の特典として、機構・中退共と提携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用することができます。

中退共制度で。



加入条件 加入条件は業種により異なります

加入できる企業 加入できるのは、次の企業です。ただし、個人企業の場合は、常用従業員数によります。

一般業種(製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 資本金・出資金 5千万円以下

常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者、②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

加入させる従業員 従業員は原則として全員加入させてください。

ただし、定年などで短期間に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。

注意
1.個人企業の場合、事業主およびその配偶者は加入できません。
2.法人企業の場合、役員は原則として加入させることができません。
3.中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業、清酒製造業、林業)退職金共済制度」との従業員の重複加入はできません。

掛金の選択 従業員の年齢、仕事の経験度、勤続年数などに応じて選択ができます

掛金月額

毎月の掛金月額は下記の種類からお選びいただけます。

5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

短時間労働者の特例掛金月額

短時間労働者(パートタイマー等)の方も加入することができます。通常の従業員より低い掛金月額も用意されていますので、加入しやすくなっています。

2,000円 3,000円 4,000円

※短時間労働者とは、いわゆるパートタイマー等、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員より短く、かつ30時間未満である従業員をいいます。

加入の申込先は・・・金融機関 ----- 銀行/信用金庫/信用組合/労働金庫/商工中金
事業主団体 ----- 労働保険事務組合/中小企業団体中央会/商工会議所/商工会/青色申告会/
委託契約を結んでいるところ 労働基準協会/全国乗用自動車連合会/社会保険労務士会/青年会議所/
中小企業勤労者福祉サービスセンター/日本税理士協同組合連合会 等

関係行政機関は・・・厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課/都道府県労働福祉主管課/都道府県労働局

協力会社は・・・生命保険会社

参考

当機構には、一般の従業員を対象にした中退共制度のほか、建設業、清酒製造業、林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした退職金制度として、特定業種退職金共済制度があります。この制度については、当機構のそれぞれの本部へお問い合わせください。

建設業退職金共済事業本部……TEL:03-5400-4316 http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/
清酒製造業退職金共済事業本部……TEL:03-5400-4350 http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/
林業退職金共済事業本部……TEL:03-5400-4334 http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方を対象にした退職金制度として、小規模企業共済制度があります。この制度については、当機構とは別の独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構……TEL:03-3433-7171 http://www.smj.go.jp/

退職金額 退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受けとる退職金額となります

退職金 =

基本退職金

掛金月額と納付月数に応じて固定的に定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1.0%として設計し定められた金額です。

※下記の基本退職金額表を参照

(注) 予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。

- ① 掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。(これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。)3年7か月(43か月)から掛金相当額を上回る額になります。
- ② 退職金の受給権者は、従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

加入の手続き

- 「新規申込書」はお近くの金融機関または委託事業主団体の窓口にあります。
- 「新規申込書」に記入、押印または署名をして、金融機関または委託事業主団体の窓口へ提出していただきます。加入後、新たに従業員を採用した場合などは、「追加申込書」を使用してください。(追加用の申込書を金融機関の窓口へ提出していただきます。)
- 短時間労働者(パートタイマー等)が加入する場合は、短時間労働者であることの証明書(「雇用保険被保険者証」「雇入通知書」「労働契約書」のいずれかのコピー)を添えてください。
- 新規加入の際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要になります。
 - 一般業種(製造業・建設業等)は250人
 - 卸売業、サービス業は90人
 - 小売業は40人
 資本金・出資金の額が中小企業者の範囲内であれば、登記簿謄本等を添えることで中小企業者であることの証明に代えることができます。

基本退職金額表(抜粋)

(単位:円)

掛金月額 納付年(月)数	1,000円 当りの額	2,000円	5,000円	10,000円	14,000円	18,000円	22,000円	26,000円	30,000円
(1月~11月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1年(12月)	3,600	7,200	18,000	36,000	50,400	64,800	79,200	93,600	108,000
2年(24月)	24,000	48,000	120,000	240,000	336,000	432,000	528,000	624,000	720,000
3年(36月)	36,000	72,000	180,000	360,000	504,000	648,000	792,000	936,000	1,080,000
4年(48月)	48,170	96,340	240,850	481,700	674,380	867,060	1,059,740	1,252,420	1,445,100
5年(60月)	60,820	121,640	304,100	608,200	851,480	1,094,760	1,338,040	1,581,320	1,824,600
6年(72月)	73,710	147,420	368,550	737,100	1,031,940	1,326,780	1,621,620	1,916,460	2,211,300
7年(84月)	86,760	173,520	433,800	867,600	1,214,640	1,561,680	1,908,720	2,255,760	2,602,800
8年(96月)	99,950	199,900	499,750	999,500	1,399,300	1,799,100	2,198,900	2,598,700	2,998,500
9年(108月)	113,230	226,460	566,150	1,132,300	1,585,220	2,038,140	2,491,060	2,943,980	3,396,900
10年(120月)	126,560	253,120	632,800	1,265,600	1,771,840	2,278,080	2,784,320	3,290,560	3,796,800
15年(180月)	195,000	390,000	975,000	1,950,000	2,730,000	3,510,000	4,290,000	5,070,000	5,850,000
20年(240月)	266,660	533,320	1,333,300	2,666,600	3,733,240	4,799,880	5,866,520	6,933,160	7,999,800
25年(300月)	342,080	684,160	1,710,400	3,420,800	4,789,120	6,157,440	7,525,760	8,894,080	10,262,400
30年(360月)	421,310	842,620	2,106,550	4,213,100	5,898,340	7,583,580	9,268,820	10,954,060	12,639,300
35年(420月)	504,580	1,009,160	2,522,900	5,045,800	7,064,120	9,082,440	11,100,760	13,119,080	15,137,400
40年(480月)	591,790	1,183,580	2,958,950	5,917,900	8,285,060	10,652,220	13,019,380	15,386,540	17,753,700
45年(540月)	682,630	1,365,260	3,413,150	6,826,300	9,556,820	12,287,340	15,017,860	17,748,380	20,478,900

(注1) 本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。

(注2) 本表は平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は法令の改正により変わることがあります。

「中退共制度」についてもっと詳しく知りたい方へ

ホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

相談コーナーへお問い合わせください

札幌

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3-3
(札幌MNビル6F)
TEL:011-241-0351 FAX:011-241-0369

名古屋

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭2-2-33
(商工中金熱田支店ビル3F)
TEL:052-681-8951 FAX:052-681-8747

仙台

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15
(日本生命仙台勾当台南ビル3F)
TEL:022-263-8651 FAX:022-263-8653

大阪

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
(商工中金阿波座ビル7F)
TEL:06-6536-1851 FAX:06-6536-1850

東京

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
(退職金機構ビル1F)
TEL:03-3436-4351 FAX:03-3433-4078

広島

〒730-0025 広島市中区東平塚町1-14
(大興平塚ビル9F)
TEL:082-240-7151 FAX:082-240-7153

富山

〒930-0857 富山市奥田新町8-1
(ボルファートとやま6F)
TEL:076-444-5851 FAX:076-444-3593

福岡

〒812-0054 福岡市東区馬出1-13-10
(福岡県不動産会館2F)
TEL:092-631-2551 FAX:092-651-6282

資料をご請求ください

中退共制度の詳しい資料をお送りします。FAXまたは封書にてご請求ください。

FAX:03-3436-4362

(キリトリ線)

住所 〒

TEL ()

会社名称

担当者

業種

資本金

万円

常用従業員数

パート従業員数

人

人

希望する資料に○を付けてください

1. 中退共制度のあらまし

2. 適格退職年金制度からの移行

配布団体名